

主な指摘事項【訪問看護】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書及び契約書について、以下の点において不備が見受けられた。 ・サービス提供に関する記録の保管について、保存期間が2年間とされていた（市条例に則り5年間とすること）。 ・利用料の利用者負担額について、1割・2割負担の内容のみの記載となっていた（3割負担についても記載すること）。	2件
運営	訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	・訪問看護計画のうち、居宅サービス計画に沿った内容となっていない訪問看護計画書が見られた。 ・訪問看護計画書にサービス提供に係る訪問時間・訪問日などの計画の記載がなかった。 ・訪問看護計画書の作成に当たっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。	2件
運営	運営規程	・サービス提供の記録及びその他利用者に関する記録の保存について、その完結の日から5年間とする旨の記載を追加すること。 ・運営規程の変更については、保険者宛てに変更届出書を提出すること。	1件
運営	勤務体制の確保等	・指定訪問看護事業所ごとに、看護師等に対し雇用契約等を行っていない。	1件
運営	秘密保持等	・指定訪問看護事業者は、当該訪問看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないように、秘密保持に関する誓約書を徴すること。	1件
運営	運営基準	・すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施し、その記録を保管すること。	1件